

目次 -index-

序章	1
序章 計画策定の趣旨と位置づけ	2
1 策定の趣旨	2
2 推進計画の位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画期間	3
3 推進計画の構成	3
第1章	5
第1章 熊本市の森づくりの推進方向	6
I. 推進計画の対象とする森林について	6
1 推進計画の対象とする森林について	6
【コラム1】森林環境税及び森林環境譲与税	8
【コラム2】森林経営管理制度の概要	9
II. 熊本市の森林の状況	11
1 熊本市の森林の現状	11
(1) 熊本市の森林分布	11
(2) 地区別の森林の特徴	13
【コラム3】管理されない森林はこうなる(人工林)	23
【コラム4】管理されない森林はこうなる(竹林)	24
【コラム5】森林の機能について	25
【コラム6】森林の遷移と期待される主な機能について	27
(3) 熊本市の森林の整備状況	29
(4) 市有林の状況	34
(5) 熊本市におけるこれまでの森づくりの状況	35

【コラム7】上下流域連携による水源かん養林整備について	35
(6)まとめ	37
Ⅲ. 熊本市の森づくりの方向性と推進方策	39
1 森づくりの方向性	39
(1) 森林の有する多面的機能の高度発揮	39
(2) 放置竹林対策の取組の拡大	40
(3) 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成	40
(参考)熊本市がめざす森林の姿とSDGsの関係	42
2 森づくりの推進方策	43
(1) 森林の有する多面的機能の高度発揮	43
(2) 放置竹林対策の取組の拡大	44
(3) 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成(森づくりを 次の世代につなげるための取組)	45
3 森林の機能区分ごとの目指す姿と施業の方法	47
(1) 公益的機能	47
(2) 木材等生産機能	49
4 ロードマップ	50
5 検証指標の設定	51
(1) 森林の有する多面的機能の高度発揮	51
(2) 放置竹林対策の取組の拡大(市民協働の取組と里山林の保全)	51
(3) 市民が森に親しむ森林空間の創出と森林に対する市民理解の醸成	51
6 市民・事業者・行政の協働体制と役割	52
7 森林環境譲与税の活用の方向性	53
(1) 熊本市への森林環境譲与税の譲与額(想定)	53
(2) 本市における森林環境譲与税の活用の考え方	53
(3) 活用の具体例(Ⅲ.2「森づくりの推進方策」に基づいた取組)	53
(4) 森づくり推進基金の設置	54
Ⅳ. 長期的な課題	55
Ⅴ. 推進計画の推進体制	56

第 2 章	58
第 2 章 森林整備に関する基準(市町村森林整備計画)	59
I. 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	59
1 対象とする森林	59
2 森林施業の合理化に関する基本方針	59
II. 森林の整備に関する事項	59
第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	59
1 樹種別の立木の標準伐期齢	59
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	60
3 その他必要な事項	60
第 2 造林に関する事項	61
1 人工造林に関する事項	61
2 天然更新に関する事項	63
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	64
4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	65
5 その他必要な事項	65
第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	65
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	65
2 保育の種類別の標準的な方法	66
3 その他必要な事項	67
第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	68
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	68
2 木材生産機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林区域及び当該区域内における施業方法	70
3 その他必要な事項	70

第 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	72
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	72
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	72
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	72
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	72
5 その他必要な事項	73
第 6 森林施業の共同化の促進に関する事項	73
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	73
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	73
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	73
4 その他必要な事項	74
第 7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	74
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	74
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	75
3 作業路網の整備に関する事項	75
4 その他必要な事項	76
第 8 その他必要な事項	76
1 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	76
2 林産物の利用の推進のために必要な施設の整備に関する事項	76
Ⅲ. 森林の保護に関する事項	77
第 1 鳥獣害の防止に関する事項	77
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	77
2 その他必要な事項	77
第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	77
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	77
2 鳥獣害対策の方法(第 1 に掲げる事項を除く)	77
3 林野火災の予防の方法	77
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	77
5 その他必要な事項	78

IV. 森林の保健機能の増進に関する事項	78
1 保健機能森林の区域	78
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	79
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	80
4 その他必要な事項	80
V. その他の森林の整備のために必要な事項	81
1 森林経営計画の作成に関する事項	81
2 生活環境の整備に関する事項	81
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	81
4 森林の総合利用の推進に関する事項	81
5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	82
6 その他必要な事項	82
用語解説	85